

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	特別区民税・都民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は特別区民税・都民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和5年4月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別区民税・都民税に関する事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。)賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 納税者、国税庁、給与支払者、年金保険者、他自治体等から提出・提供される各種課税資料に基づく税額計算等の賦課管理及び税額通知後の収納管理等の事務。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、総合証明システム、データ連携システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通システム、住民基本台帳ネットワークシステム、AI-OCRシステム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別区民税・都民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 課税課、区民生活部 納税課
②所属長の役職名	課税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区区民生活部課税課税務管理係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和元年6月14日 時点	令和2年10月15日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和元年6月14日 時点	令和2年10月15日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	-	事前	変更日と同日、運用開始のため
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、総合証明システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、共通システム、住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、総合証明システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、共通システム、住民基本台帳ネットワークシステム、AI-OCRシステム	事後	新システムの導入による
令和4年3月18日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月15日 時点	令和3年9月17日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年10月15日 時点	令和3年9月17日 時点	事後	自己点検
令和5年4月17日	I 4②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	自己点検
令和5年4月17日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月17日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	自己点検
令和5年4月17日	II 2. 取扱者数	令和3年9月17日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	自己点検
令和6年2月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、総合証明システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、共通システム、住民基本台帳ネットワークシステム、AI-OCRシステム	個人住民税システム、宛名管理システム、eLTAXシステム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、総合証明システム、データ連携システム、中間サーバ・プラットフォーム、共通システム、住民基本台帳ネットワークシステム、AI-OCRシステム、共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年2月2日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和4年11月30日 時点	令和6年2月2日 時点	事後	自己点検
令和6年2月2日	II 2. 取扱者数	令和4年11月30日 時点	令和6年2月2日 時点	事後	自己点検